

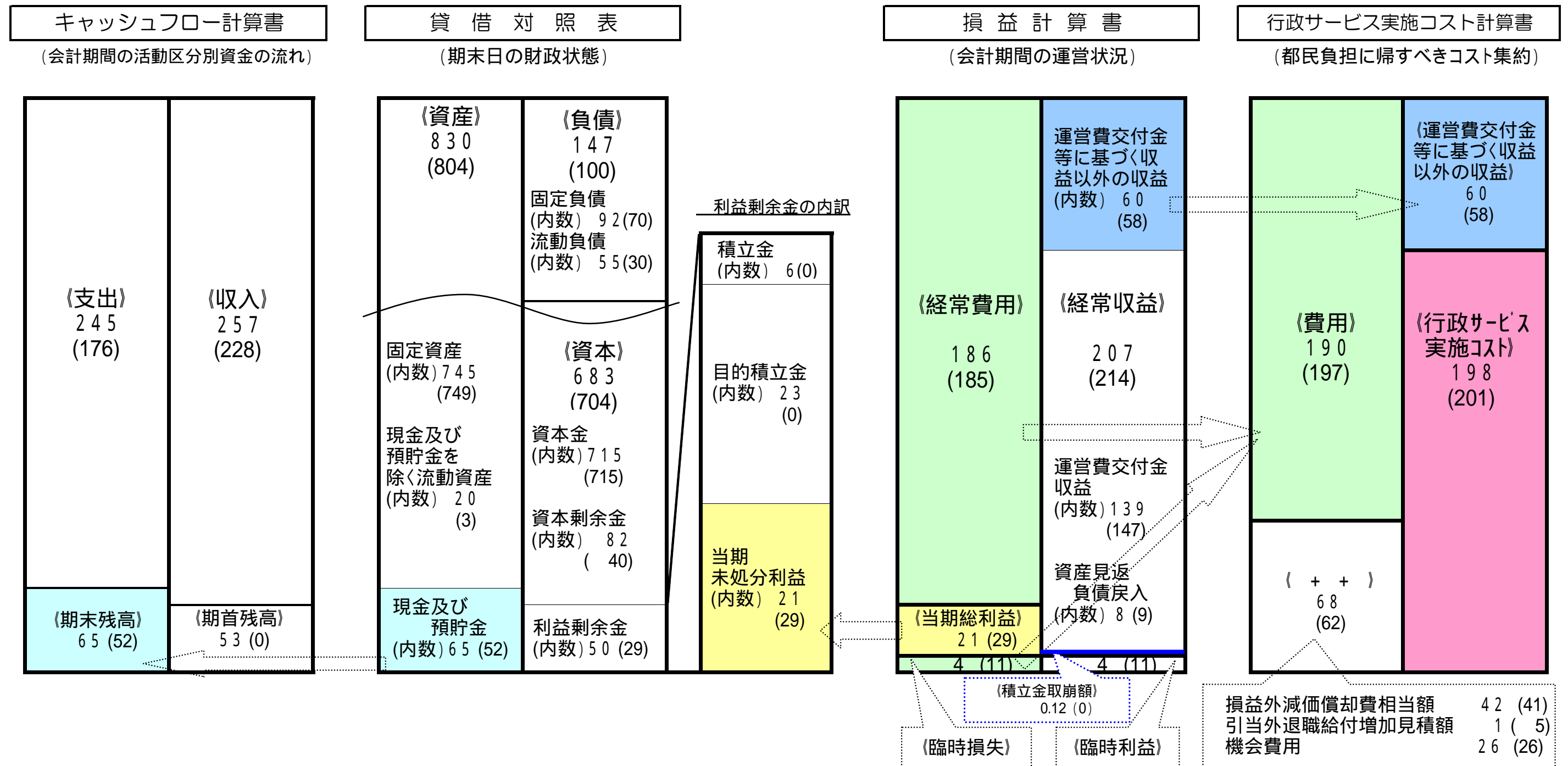
平成18年度 公立大学法人首都大学東京の財務諸表の概要について

1 公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の財務諸表の取り扱いについて（地方独立行政法人法第34条）

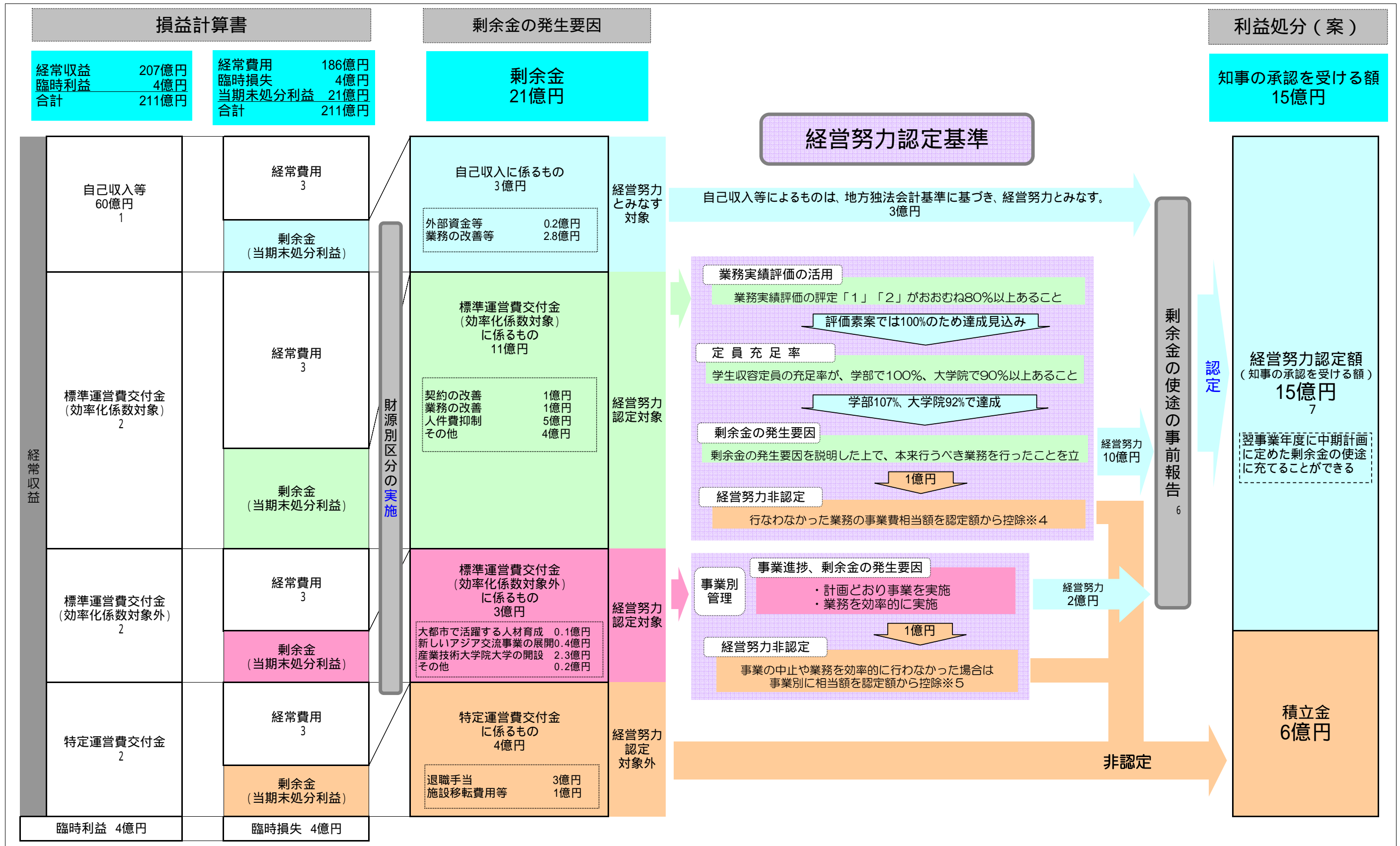
- (1) 法人は、毎事業年度終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成18年度財務諸表等の概要及び相互関連図

()は17年度 (単位:億円)



平成18年度 公立大学法人首都大学東京の剰余金の概要及び利益処分案について



1 自己収入等の内訳

授業料等収益	51億円
受託研究等収益	7億円
雑益等	2億円

2 経常収益(自己収入等除く)の内訳

運営費交付金収益	139億円
資産見返負債戻入	8億円

3 経常費用の内訳

業務費	160億円
一般管理費	26億円

4 控除額の内訳(効率化係数対象)

常勤監事任用せず	0.2億円
必要な教員の補充を行わなかった	0.8億円

5 控除額の内訳(効率化係数対象外)

事業の進捗に遅れが生じた	0.2億円
人件費及び人材派遣費の不要額	0.7億円
リース開始の遅れ、会場使用料不要額	0.1億円

6 剰余金の使途の内訳(法人案17億円分)

国際化推進ファンドの創設	5.0億円
プロジェティブ型任用ファンドの積み増し	1.5億円
教育研究高度化推進のための取組み	3.5億円
部局ごとの教育研究の質の向上等取組み	1.5億円
キャンパス環境を改善するための整備	2.5億円
効率化推進積立金	3.0億円

7 経営努力認定額

法人案	17億円
最終案	15億円
差引	2億円